

仙台開催 6月2日(金)

中小企業経営強化税制等

中小企業のための 特例税制の活用と実務

- ☆ 中小企業経営強化税制を受けるための手続きの流れは
- ☆ 所得拡大促進税制の適用要件の算定方法は
- ☆ その他多くの特例税制の具体的な活用方法は

平成29年度税制改正により、中小企業経営強化税制が創設されました。すべての機械装置、器具備品、建物附属設備が対象であり、即時償却または税額控除(資本金3,000万円以下の法人および個人事業者については取得価額の10%、それ以外は取得価額の7%)の選択適用が認められる画期的な内容の特例税制です。また、法人税の特例に加えて、要件に当てはまれば固定資産税の軽減措置の適用も重複して受けられます。

さらに、所得拡大促進税制が中小企業者向けに拡充され、最大で給与等支給増加額の22%相当額の税額控除が受けられます。試験研究費の税額控除についても、中小企業者向けに優遇措置が講じられました。

本セミナーでは、中小企業者向けの各種特例税制について、その適用を受けるための手続きや申告実務について、詳しく解説します。

開催要領 ※無料クーポン対象講座

講師 公認会計士 **太田 達也** 氏

日時 平成29年 **6月2日(金)** **10:00~16:30**

会場 **ハーネル仙台**

仙台市青葉区本町2-12-7 TEL 022-222-1121

受講料 1名様につき(資料・昼食・消費税等含む)

会員	25,000円
読者	29,000円
一般	39,000円

**2名様以上のお申込みで
4,000円の割引!**

≪例≫ 会員2名様お申込みの場合
25,000+21,000=46,000円

申込
方法

申込書またはクーポンにご記入の上、FAXにてお申込みください。
折り返し、請求書と受講票を送付いたします。
欠席の場合は、開催日前日までにご連絡ください。
受講料の返金の際の振込手数料はお客様負担となります。
当日欠席の場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

申込先 株式会社 税務研究会 東北支局

仙台市青葉区中央2-10-9仙台マルセンビル8F

講師紹介

新日本有限責任監査法人

公認会計士

太田 達也 氏

慶応大学卒業後、第一勧業銀行を経て、太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所。平成4年公認会計士登録。現在、新日本有限責任監査法人において、会計・税務・法律など幅広い分野の助言指導を行っている。

著書に、「決算・税務申告対策の手引」、「固定資産の税務・会計」完全解説、「解散・清算の実務」完全解説、「純資産の部」完全解説、「リース取引の会計と税務」完全解説(以上、税務研究会)など多数。

株式会社 税務研究会 東北支局

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9仙台マルセンビル8F TEL 022-222-3858 FAX 022-222-3885

I 中小企業者の定義 (中小法人等との違い)

II 中小企業経営強化税制

1. 中小企業経営強化税制の内容
 - (1)適用対象事業者の範囲
 - (2)中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが対象
 - (3)経営力向上計画の認定を受けるための手続き
 - (4)適用対象となる「特定経営力向上設備等」とは
 - (5)指定事業の範囲
 - (6)最低取得価額要件
 - (7)税額控除額の上限
2. 他の制度との関係 (中小企業投資促進税制、固定資産税の軽減措置等)
3. 繰越税額控除限度超過額等の繰越税額控除
4. 特別償却の付表または税額控除の明細(別表6)の記載方法

III 中小企業者が機械装置等を取得した場合の固定資産税の軽減措置

1. 適用対象となる中小事業者等
2. 適用を受けるための手続き
3. 対象となる設備
4. 申告の方法

IV 中小企業投資促進税制

1. 適用対象事業者の範囲
2. 対象設備
3. 指定事業の範囲
4. 最低取得価額要件
5. 繰越税額控除限度超過額等の繰越税額控除
6. 特別償却の付表または税額控除の明細(別表6)の記載方法

V 商業活性化等税制

1. 適用対象事業者の範囲
2. 対象設備
3. 指定事業の範囲
4. 最低取得価額要件
5. 繰越税額控除限度超過額等の繰越税額控除
6. 特別償却の付表または税額控除の明細(別表6)の記載方法

VI 所得拡大促進税制

1. 特例税制の内容
2. 平成29年度税制改正による要件の改正(適用要件の見直しは中小企業者以外の法人のみ)
3. 雇用者給与等支給額の算定方法
4. 平均給与等支給額の算定方法
5. 税額控除限度額の算定方法
6. 税額控除の明細書(別表6)の記載方法

VII 試験研究費の税額控除

1. 適用対象事業者の範囲
2. 試験研究費の額
3. 税額控除限度額
4. 繰越税額控除限度超過額等の繰越税額控除
5. 税額控除の明細書(別表6)の記載方法

VIII 雇用促進税制

1. 制度の内容
2. 適用対象法人
3. 適用要件の判定
4. 特定地域基準雇用者数とは
5. 公的機関(ハローワーク)の確認手続き
6. 税額控除限度額
7. 税額控除の明細書(別表6)の記載方法

IX その他の平成29年度税制改正

1. 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設
2. 事業承継税制の改正

No.119121 6月2日「中小企業経営強化税制等 中小企業のための特例税制の活用と実務」研修会申込書

お客様コード							平成 29 年	月	日
所在地	〒								H P
会社名／事務所名							部課名		
TEL	— —			FAX	— —				
ふりがな参加者氏名				ふりがな参加者氏名					
支払い方法 (いずれかに○)	銀行(振込手数料はお客様負担となります) ・ 郵便局 ・ 当日持参								

※個人情報の取扱いについて…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送・サービスの提供に使用させて頂く他、当社がおすすめる他の商品・サービスのご案内にも使用させて頂く場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

申込先 F A X 0 2 2 - 2 2 2 - 3 8 8 5

株式会社 税務研究会 東北支局 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9仙台マルセンビル8F TEL 022-222-3858